生駒市訓令甲第３号

生駒市事務専決規程及び生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年９月２５日

生駒市長　小　紫　雅　史

生駒市事務専決規程及び生駒市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

（生駒市事務専決規程の一部改正）

第１条　生駒市事務専決規程（平成２４年３月生駒市訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１５号中「総務課情報システム管理室長」の次に「、市民課スマート窓口室長」を加え、「、デジタルイノベーション推進課窓口ＤＸ推進室長」を削る。

第２８条の次に次の１条を加える。

（市民課スマート窓口室長の専決事項）

第２８条の２　市民課スマート窓口室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)　軽易な窓口におけるデジタル技術の導入に係る企画及び調整に関すること。

第６１条を削り、第６２条を第６１条とし、第６３条を第６２条とする。

（生駒市職員被服貸与規程の一部改正）

第２条　生駒市職員被服貸与規程（昭和４６年４月生駒市訓令甲第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「、窓口ＤＸ推進室」を削る。

附　則

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。